

# 東京都立板橋高等学校PTA規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、東京都立板橋高等学校PTAと称し、事務局を東京都立板橋高等学校内（板橋区大谷口1-54-1）におく。

## 第2章 会員

第2条 本会は、本校在大学生徒の保護者と教職員とを以って構成する。

## 第3章 目的

第3条 本会は、会員相互の緊密な協力によって教育の成果を上げ、生徒の人格陶冶に寄与することを目的とする。

## 第4章 事業

- 第4条 1. 本会は、その目的を達成するために、下記の事業を行う。
- (1) 会員の教育向上と相互の親睦。会員名簿の作成にあたっては、東京都個人情報の保護に関する条例に基づき適正に運営する。  
尚、名簿作成に同意を得られない場合は掲載をしないものとする
  - (2) その他必要と認める事項
2. 上記の事業を行うため、総会・評議会・役員会・学年委員会、及び次の常任委員会を置く。
- (1) 文化委員会
  - (2) 広報委員会 尚、広報誌作成にあたっては、本会入会をもって会員の肖像権を本会に帰属したことを承諾したものとする。
3. 必要に応じて特別委員会を設けることができる。特別委員会の会則は別に定める。

## 第5章 役員任期と選出方法

- 第5条 1. 本会の役員は下記の通りとする。
- |         |   |
|---------|---|
| 名誉会長    | 1名(校長)  |
| 会長      | 1名(保護者1名)   |
| 副会長     | 3名(保護者2～3名・副校長)   |
| 書記      | 2名(保護者2名)   |
| 会計      | 2名(保護者2名)   |
| 学年委員長   | 1名(保護者1名)   |
| 文化委員長   | 1名(保護者1名)   |
| 広報委員長   | 1名(保護者1名)   |
| 教職員 評議員 | 7名 学年担当：各学年主任(3名)<br>文化担当：生活指導主任(1名)<br>広報担当：教務主任(1名)<br>その他：進路主任(1名)<br>その他：保健庶務主任(1名) |

役員の任期は1年とする。但し、留任を妨げない。また補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。各職員ともに必要に応じて人数を増やすことができる。

2. 学年委員会と常任委員会(文化・広報)の委員長及び教職員評議員を除く役員の選出は、役員選考委員会が行う。
3. 学年委員会の委員長選出は、各学年委員の互選による。
4. 常任委員会の委員長選出は、各常任委員の互選による。
5. 役員選考委員会で推薦された役員候補者及び学年委員長、常任委員会委員長は総会の承認を得て役員になる。
6. 役員選考委員会の会則は別に定める。

第6条 役員の任務は次の通りとする。

1. 名誉会長は、PTAの運営について諮問に応じる。
2. 会長は、会務を総括し、総会・評議委員会・役員会を招集する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理を務める。
4. 学年委員会の委員長は、各学年委員と協力して、学年委員会活動の企画・運営を行い、学年委員会と役員会の連絡にあたる。
5. 常任委員会の委員長は、常任委員会活動の企画と運営及び、常任委員会と役員会の連絡にあたる。
6. 書記は、総会及び評議委員会、役員会の議事・関係書類の保管をする。
7. 会計は、本会の全ての金額の収支を正確に記録し、総会・評議委員会に報告する。

## 第6章 評議員及び会計監査

第7条 評議員は、各学級の会員(保護者)から選出された3名及び各学年主任・生活指導主任・教務主任・進路主任・保健庶務主任の教職員をもってこれに充てる。

第8条 会計監査は、全会員から2名選出する。会計監査は本会計の監査にあたる。会計監査の選出は評議委員会が行い、総会の承認を得る。

## 第7章 会議

第9条 総会は、本会の最高議決機関で、予算の決定・決算の承認・役員の承認・会則の変更・事業の承認等の重要事項の決定を行う。

第10条 総会は、委任状を含む会員の過半数の出席によって成立し、その議決は出席者の過半数の同意を得たとき有効とする。

第11条 総会は、原則として年に1回5月に開催する。その他評議員が必要と認めた場合、または会員の過半数の要求があった場合は臨時に開催するものとする。

第12条 評議委員会は、総会に提出する案件を審議する。また総会に付議を要しない案件については審議決定する。評議委員会は役員会と評議員によって構成される。

第13条 役員会は、本会の目的を達成するための事業を計画し、年度予算案を作成するとともに、総会あるいは評議員会で決定された事項について、その実施・運営にあたる。

第14条 各会議に議長をおき、その会議の運営にあたる。

## 第 8 章 顧問

第 15 条 本会に顧問を置く。顧問は役員会で適任者を推薦して、総会の承認を得る。

## 第 9 章 会計

第 16 条 本会の経費は、会費を以ってあてる。会員は会費を納めるものとする。但し、事情により減免するところがある。

第 17 条 本会の会計は、毎年 4 月 1 日より 3 月 31 日までとする。

第 18 条 第 16 条に定める会費は当面の間、次の通りとする。

年額 保護者：4,200 円 教職員：500 円

第 19 条 会費は、在籍する子供の人数に乗じて納めるものとする。

但し、中途入学の場合は在学の月より月額 350 円を年度末までの残月数に乘じ納めるものとする。

## 第 10 章 附則

第 19 条 慶弔については別に定める。

第 20 条 本規約は、総会の出席者の過半数以上の同意を得て改正することが出来る。

第 21 条 本規約につき必要な細則の作成、改廃は役員会で定め、総会に報告する。

第 22 条 本会の規約は、昭和 25 年 5 月 1 日より施行する。

- (1) 昭和 61 年 5 月 15 日規約一部改正・施行
- (2) 平成 13 年 4 月 15 日規約一部改正・施行
- (3) 平成 15 年 5 月 17 日規約一部改正・施行
- (4) 平成 19 年 3 月 24 日規約一部改正・施行
- (5) 平成 20 年 5 月 24 日規約一部改正・施行
- (6) 平成 21 年 3 月 28 日規約一部改正・施行
- (7) 平成 22 年 3 月 27 日規約一部改正・施行
- (8) 平成 24 年 3 月 10 日規約一部改正・施行
- (9) 平成 26 年 3 月 18 日規約一部改正・施行
- (10) 平成 29 年 5 月 20 日規約一部改正・施行
- (11) 令和 1 年 5 月 18 日規約一部改正・施行
- (12) 令和 3 年 6 月 11 日規約一部改正・施行
- (13) 令和 6 年 6 月 29 日規約一部改正・施行

## 常任委員会会則

- 第1条 各委員会は、各学年1名ずつの評議員によって構成され互選によって選出された委員長1名と副委員長2名を置く。委員長は委員会の活動を計画・立案し、副委員長は委員長を助ける。
- 第2条 常任委員会の委員は、各学年の評議員の互選による。
- 第3条 文化委員会は、会員の教養に関することを行う。
- 第4条 広報委員会は、広報に関することを行う。

## 役員選考委員会会則

- 第1条 役員選考委員会は、各委員会から2名ずつ選出された6名の委員と会長、副会長(副校長)と3年役員で構成する。互選により選出された委員長は委員会を招集する。
- 第2条 役員選考委員会は、第2回評議委員会(11月開催)に構成し、第3回評議委員会(3月開催)に於いて新役員仮承認後に解散する。
- 第3条 役員選考委員会は、会長・副会長・書記・会計・会計監査、学年委員長、文化委員長、広報委員長の候補者を選考し、総会に推薦する。

## 慶弔規定

- 第1条 会員・生徒・教職員に対し慶弔の場合その意を表す。
- 第2条 慶弔金は、次の通りとする。  
本校在校生徒及び保護者 10,000円
- 第3条 特別な事情のある場合の慶弔金及び、けが・病気・災害にあった場合の見舞金については実情に応じて役員で協議し決定する。
- 第4条 以上の慶弔規定は、附則第10章19条の規定であり、問題が発生した場合には役員会で協議し解決するものとする。

## 板橋高等学校 PTA『OB会』会則

(名称・所在地)

第1条 本会は、東京都立板橋高等学校『板橋OB会』と称し、事務所を同校内に置く。  
所在地は、東京都板橋区大谷口1丁目54-1 とする。

(会員)

第2条 本会の会員は、東京都立板橋高等学校PTAを退会した者の有志で組織する。

(目的)

第3条 本会は東京都立板橋高等学校PTA活動に協力することを目的とする。

(事業)

第4条 目的達成のために次の協力を行う。

- 1) 学校行事に協力する。
- 2) PTA行事に協力する。
- 3) その他要請があった時。

(役員)

第5条

- 1) 代表者1名(会長)
- 2) 副代表者2名以内(副会長)

(選出)

第6条 役員を選出は会員の互選により選出する。

(任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(会議)

第8条 必要に応じ開催する。

(会費)

第9条 会費はなし。

(付則)

第10条 本会の制定は令和元年5月18日より発効する。